群鸟県通正化通信 NO、107(平成29年7月子)

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関による

初任運転者に対する特別な指導の実施について

平成29年3月12日から準中型免許の新設に伴い、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が改正され、群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関では、平成29年7月から当該事業者が実施すべき教育を以下のカリキュラムに基づき実施することとしました。

また、座学及び実車教育のうち、貨物の正しい積載方法、日常点検及び車高等のトラックの 構造上の特性及び実技による添乗等による指導については、改めて各事業者にて実施をお願い しています。

今年度は平成29年7月、9月、11月、平成30年1月、2月、3月に予定しています。

| | | ı | |
|----------------------------------|---------|-----------------------------------|--------|
| 1日目 | | 2日目 | |
| | 対応講師 | | 対応講師 |
| 受付 | | 受付 | |
| 開会 | | 開会 | |
| トラックを運転する場合の心構え | トラック協会 | 適切な運行経路及び当該経路における 道路及び交通の状況 | トラック協会 |
| 休憩 | | 休憩 | |
| トラックの構造上の特性 | 群馬日野自動車 | 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 | 自動車教習所 |
| 休憩 | | 及び構造上の特性 | |
| 運転支援装置を備えるトラックの適切な 運転方法 | 群馬日野自動車 | 事故発生時の対応方法(実技) | - |
| 日常点検の方法等 | | 休憩 | |
| (車両管理に関する規定) 実車を用いた実技 | 群馬日野自動車 | 運転適性に応じた安全運転(実技) | 自動車教習所 |
| | | | |
| トラックの運行の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項 | トラック協会 | 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 | 事業者 |
| 休憩 | | | |
| 過積載の危険性 | トラック協会 | 休憩 過労による危険運転の防止 | |
| 偏荷重の危険性 | | 飲酒や薬物の影響による危険運転を防止 するための留意点 | トラック協会 |
| 休憩 | | 休憩 | |
| 貨物の正しい積載方法 | トラック協会 | 危険の予測及び回避並びに緊急時に | トラック協会 |
| 健康管理の重要性 | トラック協会 | おける対応方法 | |
| 休憩 | | 休憩 | |
| 確認テスト及び解説 | トラック協会 | 確認テスト及び解説 | トラック協会 |
| 閉会 | | 閉会 | |

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。